令和2年度　海津市会計年度任用職員募集案内

地方公務員法等の改正により、これまでの臨時・非常勤職員制度が令和2年4月から会計年度任用職員制度に変わります。
海津市では、この制度変更に伴い、令和2年4月から市役所及び市の施設に勤務する会計年度任用職員を募集します。

1. 募集人数　242人（統計値）
※職種ごとの募集人数の詳細は、募集一覧の「募集人数」欄をご確認ください。

2. 任用期間　令和2年4月1日～令和3年3月31日の間
※任用期間が短期のものがあります。募集一覧の「勤務日・勤務時間」欄をご確認ください。

3. 応募資格　募集元の担当部署によって異なります。募集一覧表の「応募資格」欄をご確認ください。
※地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当する人は応募できません。

4. 勤務時間等　募集元の担当部署によって異なります。募集一覧表の「勤務日・勤務時間」欄をご確認ください。
※場合によっては、時間外勤務があります。

5. 報酬　職種ごとに1時間当たりの報酬額を定めています。募集一覧の「1時間当たりの報酬額」欄をご確認ください。

6. 期末手当　任用期間が次のいずれにも該当する場合には、期末手当が支給されます。
①令和2年度中の任用期間が6か月以上であること
②基準日（6月1日、12月1日）に任用されていること
③基準日以前6か月における勤務時間が1週間平均15時間30分以上であること

7. 費用弁償　片道の通勤距離に応じて、通勤に係る費用が支給されます。
※勤務条件等によっては、駐車場使用料がかかります。

8. 休暇　年次有給休暇、結婚休暇、病気休暇、育児休業、忌引などがあります。

9. 健康保険　勤務条件により社会保険に加入となります。

10. 労働保険　雇用保険及び労災保険は、勤務条件により適用となります。

11. 服務・懲戒　地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。
※営利企業への従事（兼業）を行うことはできますが、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規定については適用となるため、留意してください。

＜任用までの流れ＞

①申込み　募集一覧の提出書類を、提出期限までに募集元の担当部署へ提出してください。

②選考　担当部署にて書類選考を行います。
※必要に応じて面接を実施します。実施する際は、担当部署よりご連絡します。

③結果通知　担当部署から選考結果通知を送付いたします。

④任用　令和2年4月1日以降、それぞれの勤務形態に基づき任用となります。